

令和8年度 北九州市低炭素水素製造支援補助金 実施事業者の公募について（公募要領）

本市では、2050年ゼロカーボンシティを宣言するとともに、2030年度までに温室効果ガスを47%以上削減（2013年度比）する目標の達成に向け、脱炭素社会の実現に向けた取組を産学官連携の下で推進しています。

その一環として、この度、「北九州市低炭素水素製造支援補助金」（以下「補助金」という。）を創設し、市内の水素利活用促進を目的として事業者の取り組みの支援を行います。

補助金の交付を受けて事業を実施しようとする事業者の皆様におかれましては、本公募要領及び「北九州市低炭素水素製造支援補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に従い、ご応募ください。

1 補助金について

（1）定義

使用する用語の定義は、交付要綱のとおりとします。

（2）補助金交付対象事業

低炭素水素製造事業であって、交付決定後から令和9年2月26日までに完了する事業であること。

（3）補助金交付対象者

以下の要件を全て満たす必要があります。

要件	
①	低炭素水素製造事業を行う企業、団体等の事業者。
②	市税を滞納していないこと。
③	低炭素水素製造事業を行う際に法令に違反するおそれがないものであること。
④	暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

（4）補助対象経費

低炭素水素の製造に係る経費（消費税相当分及び地方消費税相当分を含む額）

(5) 補助金の交付及び額

水素製造供給量に対し補助単価を乗じて得た額の範囲内の額とし、予算の範囲内で交付することとします。

なお、補助単価は交付要綱別表1「2 低炭素水素製造事業に係る補助単価」のとおりとし、令和8年度における既存化石燃料価格は250円/kgとします。

2 全体スケジュール（予定）

項目	時期	内容
公募開始	4月13日(月)	本公募要領及び交付要綱に従いご応募ください。
質問書の提出締切	4月22日(水) 17時	本補助金に関して質問がある場合は、質問書をご提出ください。回答は、随時ホームページに掲載します。
書類提出期日及び公募締切	5月13日(水) 17時	提出書類については、「4 申請手続」をご覧ください、期限までに提出物に漏れが無いようご提出をお願いします。
審査	5月中旬～ 5月下旬	提出資料をもとに、学識経験者等による意見を聴取し、内容の審査を行います。
採択事業の決定(審査結果通知)	6月上旬	採択または不採択を決定し、その旨を通知します。
交付申請	6月上旬	採択の通知を受けた場合は、交付申請書をご提出ください。
交付決定	6月中旬	交付申請書の内容を審査して交付決定を行い、その旨を通知します。
事業実施	交付決定後から 2月26日まで	現地確認を行います。
完了報告	3月15日まで	補助事業の完了報告を行っていただきます。

交付金額の確定	3月下旬	完了報告をもとに、補助金の交付金額を確定し、額確定通知書を送付します。
交付請求	額確定通知を受けた日から7日以内	交付金額に係る請求書をご提出いただきます。
補助金の交付	4月上旬～5月上旬	補助金の支払いを行います。

3 質問の受付

申請に関する質問は、質問書の提出によるものとします。

(1) 提出書類

質問書の指定様式は、以下のホームページよりダウンロードしてください。

URL : https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/00200232_00002.html

(2) 提出方法

以下のメールアドレスに、質問書を添付して提出してください。

<提出先のメールアドレス>

kan-green@city.kitakyushu.lg.jp (北九州市環境局グリーン成長推進課)

※提出の際、「北九州市低炭素水素製造支援補助金」の質問書の提出である旨をメールタイトル及び本文に記載してください。

(3) 提出期限

令和8年4月22日(水) 17時必着

4 申請手続

(1) 提出書類

ご提出いただく書類は以下のとおりです。

指定様式は、以下のホームページよりダウンロードしてください。

URL : https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/00200232_00002.html

提出書類		
1 低炭素水素製造事業		
様式1、 様式1-1、 様式1-2	計画書	
添付書類(1)	市税納税証明書	発行から3ヶ月以内のもの

添付書類(2)	直近2年分の決算報告書等の写し	
添付書類(3)	事業予算書	参考様式あり
添付書類(4)	履歴事項全部事項証明書または現在事項全部証明書の写し	発行から3ヶ月以内のもの
添付書類(5)	役員名簿	様式は任意
添付書類(6)	国や県、市等の他の制度の補助を受けた実績や申請中の制度がある場合、その内容が分かる資料	

※ 必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

(2) 提出方法

以下のメールアドレスに、上記(1)の提出書類を添付して提出してください。なお、提出された書類の修正や返却はできません。

<提出先のメールアドレス>

kan-green@city.kitakyushu.lg.jp (北九州市環境局グリーン成長推進課)

※提出の際、「北九州市低炭素水素製造支援補助金」の申請書類の提出である旨をメールタイトル及び本文に記載してください。

(3) 提出期限

令和8年5月13日(水) 17時必着

5 審査等

(1) 審査方法

提出資料をもとに、学識経験者等による審査検討会を開催し、意見を聴取します(書面開催)。

(2) 審査基準

審査は、以下の観点で行います。

審査基準		
①	実現性	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な事業の内容が記載されているか 事業スケジュールは適切か 必要な許認可の取得又は取得見込みがあるか
②	有効性	<ul style="list-style-type: none"> 水素の炭素集約度は3.4 kg-CO₂/kg-H₂以下か 北九州市のCO₂削減に貢献するか 製造事業における投資又は投資見込みがあるか
③	中長期的見通し	<ul style="list-style-type: none"> 事業の将来的な自立が見込めるか 産業競争力の強化、経済成長が見込めるか

(3) 採択事業の決定等（通知）

採択事業は、検討会の結果を参考に北九州市が決定し、その旨を通知します。

採択の通知を受けた事業者は、交付申請書を提出してください。交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、交付決定額及び交付条件を記載した交付決定通知書を送付します。なお、交付決定を受けた事業者及び事業内容等は北九州市のホームページで公表します。

交付決定通知書の内容について異議がある場合は、申請の取下げをすることができます。

(4) 補助金の支払い

事業完了後、完了報告書を提出していただきます。

本書類を受理後、最終的な補助金の交付金額を通知します。同通知後に請求書をご提出いただき、補助金を交付します。

※必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

(5) 交付決定の取り消し

以下の事由に該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

取消事由	
①	偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
②	補助金が交付決定されたのち、国補助事業等の補助金の交付を受けていると認められたとき。
③	補助金を他の用途に使用したとき。
④	補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
⑤	交付要綱の規定に違反したとき。
⑥	役員等（法人の役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
⑦	暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
⑧	暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
⑨	役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
⑩	役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認

	められるとき。
⑪	役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

6 問合せ先

北九州市環境局グリーン成長推進課

担当：石川、荒田

Eメール：kan-green@city.kitakyushu.lg.jp

電話番号：093-582-2286